

別表第1(第19条、第20条、第22条、第25条関係)

種目	対象者及び障害程度	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)。児童にあっては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有している者で、原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)。児童にあっては、原則として3歳以上の者	障害者(児)を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円

移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (児)。児童にあつては、原則として3歳以上の者	介助者が重度身体障害者(児)を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練いす (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害が1級又は2級であり、原則として3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円
訓練用ベッド (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害が1級又は2級であり、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とするもの(児)。児童にあつては、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	障害者(児)が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢、体幹若しくは内部に障害を有し、歩行障害を有する者 (児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	2年	2,266円 (※主体-木材 外装-ニス塗装) 3,090円 (※主体-軽金属 外装-塗装なし)

移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児)。児童にあっては、原則として3歳以上の者	<p>おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p>	8年	60,000円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	<p>15,656円 (スポンジ、革を主材料に製作)</p> <p>37,852円 (スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作)</p>
特殊便器	上肢障害2級以上。児童にあっては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上記障害の程度を有している者で、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

火災警報器	障害者にあつては、障害等級2級以上（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有している者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円 (ただし、1世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	障害者にあつては、障害等級2級以上（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有している者（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者であつて18歳以上のもの	視覚障害者及び知的障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	7,000円

聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯で日常生活上必 要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等 により知覚できるもの	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行 式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法 を行う者。児童にあつては、腎臓機能障 害3級以上で原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度 に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 障害者（児）であつて、必要と認められる 者（児）	障害者（児）が容易に使用 し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 障害者（児）であつて、必要と認められる 者（児）	障害者（児）が容易に使用 し得るもの	5年	56,400円
外部バッテリー	呼吸器機能障害で人工呼吸器が必要 と認められる者（児）若しくは呼吸器機 能障害3級以上又は同程度の障害者 （児）であつて、必要と認められる者 （児）	人工呼吸器又は電気式た ん吸引器の機能を維持する ものであつて、障害者（児） が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う 者	障害者が容易に使用し得る もの	10年	17,000円
盲人用体温計 （音声式）	視覚障害2級以上。児童にあつては、原 則として学齢児以上の者（当該児童の 世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯 である場合に限る。）	視覚障害者（児）が容易に 使用し得るもの	5年	9,000円
盲人用血圧計 （音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	5年	15,000円
盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	5年	18,000円

携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(児)。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢不自由2級以上の者(児)	情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用のために必要となる周辺機器及びソフト	6年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害者(児)であって、必要と認められるもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7年 (標準型) 5年 (携帯用)	標準型 10,712円 (32マス18行、両面書真鍮(ちゅう)板製) 6,798円 (32マス18行、両面書プラスチック製) 携帯用 7,416円 (32マス4行、片面書アルミニウム製) 1,699円 (32マス12行、片面書プラスチック製)

点字タイプライター	視覚障害2級以上。(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用・操作し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	A 録音再生機 85,000円 B 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
暗所視支援眼鏡	視覚障害者(児)であつて、本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大するもの(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	395,000円

盲人用時計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	A 解読時計 10,300円 B 音声時計 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
聴覚障害者(児)用会議用拡聴器	聴覚障害を有する者(児)(本人が就学しているか又は就学が見込まれる者に限る。)	聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	135,000円
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者が容易に使用し得るもの	4年 (笛式) 5年 (電動式)	5,150円 (笛式) 72,203円 (電動式)
点字図書	主に、情報の入手を点字によつて視覚障害者(児)	点字により作成された図書		市町村が必要とみとめた額

<p>ストーマ装具・紙おむつ等</p>	<p>ストーマ造設者、神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害を有する者（児）</p>	<p>障害児（者）が容易に使用し得るもの</p>	<p>—</p>	<p>8,858円 （蓄便袋） 11,639円 （蓄尿袋） 12,000円 （紙おむつ）</p>
<p>収尿器</p>	<p>排尿障害を有する者（児）</p>	<p>障害児（者）が容易に使用し得るもの</p>	<p>—</p>	<p>男性用 7,931円 （普通型） 5,871円 （簡易型） 女性用 8,755円 （普通型） 6,077円 （簡易型）</p>
<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者（児）であって障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）。児童にあつては、原則として学齢児以上の者</p>	<p>障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	<p>—</p>	<p>200,000円</p>

別表第2(第26条関係)

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。また、点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付対象出版施設とする(以下「出版施設」という。)
- 2 点字図書の給付は、給付対象者(児)1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等の一括して購入しなければならないものを除くこととする。)
- 3 点字図書の給付を受けようとする給付対象者(児)は、第21条第1項の規定に関わらず、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書(別紙1)(以下「証明書」という。)の発送を電話等で依頼し、市長に当該証明書を添えて、点字図書給付申請書(別紙2)により申請するものとする。
- 4 市長は、申請があった場合において、給付を行うことが適当であると認めたときは、第22条第1項及び同条第4項の規定に関わらず、当該証明書を証明印を押印し、当該証明書を申請者に交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた給付等決定者は、点字図書の給付を受けようとするときは、第23条第1項の規定に関わらず、当該証明書を出版施設に提出するものとする。

- 1 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、(1)から(7)までに掲げるものとする。
  - (1) 手すりの取付け
  - (2) 段差の解消
  - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
  - (4) 引き戸等への扉の取替え
  - (5) 洋式便器等への便器の取替え
  - (6) 浴槽の取替え
  - (7) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- 2 住宅改修費の給付は、給付対象者(児)が居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、この給付を受けることができるのは、当該住宅につき原則1回とする。
- 3 住宅改修工事が完了したときは、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされるよう指導しなければならないものとする。